

○交通事故事件に係る指揮簿等の運用について

〔令和 2 年 1 月 1 日〕
〔例規甲（交指交捜）第57号〕

第1 趣旨

この通達は、交通事故事件（以下「事件」という。）の効率的な処理及び適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。